

事業系廃棄物受入基準

平成30年 4月 1日

一関地区広域行政組合

1 目的

この受入基準は、一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（(平成18年4月1日条例第28号)（以下「条例」という。））第8条及び第15条に基づき、一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）が設置する廃棄物処理施設へ事業系廃棄物を搬入する場合について、廃棄物の受入れの適正化を図るために必要な事項を定める。

2 搬入施設

- 一関清掃センター ごみ焼却施設及びリサイクルプラザ
（一関地域・花泉地域・平泉町から排出されるものに限る）
所在地 : 岩手県一関市狐禅寺字草ヶ沢 36 番地 41
- 大東清掃センター ごみ焼却施設及びリサイクル施設
（大東地域・千厩地域・東山地域・室根地域・川崎地域・藤沢地域から排出されるものに限る）
所在地 : 岩手県一関市大東町摺沢字南長者 101 番地 1

3 受入時間

- 一関清掃センター 月～金 (8:30～11:45及び13:00～16:30) ただし、休業日を除く
土曜日 (8:30～11:30) 可燃ごみのみ。ただし、休業日を除く。
- 大東清掃センター 月～金 (8:30～11:45及び13:00～16:30) ただし、休業日を除く
毎月第3日曜日 (8:30～11:45及び13:00～16:30)
可燃ごみのみ。ただし、休業日を除く。

4 事業系廃棄物の処理

事業者は、条例第8条により廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、法令に従い生活環境の保全上支障のない方法で処理しなければならない。また、一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分しないときは、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。

5 受入条件

(1) 可燃ごみ

- ・事業系一般廃棄物として受入れ出来る可燃ごみは、木製製品（例…机、イス、ロッカー、箸等）、紙くず、繊維くず、厨芥ごみ（生ごみ）などとする。ただし、特定される業種の事業所から排出される廃棄物は、産業廃棄物となるため受入れできない。（建設業、印刷物加工業、繊維工業、食料品製造業など）
- ・1事業所の1日あたりの可燃ごみ搬入量は、4 t 車1台程度とする。

(2) 資源ごみ

- ・資源ごみは、飲料用の缶、びん、ペットボトルで資源としてリサイクルできるものを受入れする。
- ・許可業者が家庭系不燃ごみを搬入する場合及び1事業所からの多量（4 t 車1台程度）に搬入する場合は、事前に清掃センターにごみの種類・重量・搬入日などを連絡し、許可を受けなければならない。

6 搬入条件

- (1) 一関清掃センターへ搬入する場合は、ひとつの廃棄物の大きさが長さ2 m以内、太さ20 cm以内とすること。
- (2) 大東清掃センターへ搬入する場合は、ひとつの廃棄物の大きさが長さ1 m以内、太さ10 cm以内とすること。
- (3) 受入れ出来る種類は、別紙、廃棄物分類一覧表によるものとする。
- (4) 廃棄物を受入れる際には、施設職員が立ち会うものとし、指示に従うこと。
- (5) 処理施設の改修工事などにより受入れを制限する場合は、指示に従うこと。

7 搬入に関する注意事項

- (1) 搬入車両は、ごみ等が飛散・落下しないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 搬入物の内容の確認を職員が求めた場合は、協力しなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当すると認められた場合は、搬入者にごみの持ち帰り、搬入停止その他必要な指示をする。
 - ① ごみの発生場所が、清掃センター管内以外であることが判明した場合。
 - ② 搬入禁止物を搬入しようとした場合。

- ③ 廃棄物を分別しないで搬入しようとした場合。
- ④ 搬入の承認を受けずに搬入しようとした場合。
- ⑤ 搬入者及び搬入物を偽って搬入しようとした場合。
- ⑥ 職員の指示に従わなかった場合。

8 廃棄物の具体的な品目例

※以下に掲げる「事業系一般廃棄物」又は「資源ごみ」に限り受入する。それ以外の「産業廃棄物」などは受入しない。

事業系一般廃棄物（事務所や会社から排出されるもの）		【154 円／10kg】
紙くず	コピー用紙、事務用紙、紙ファイル、新聞・チラシ、書籍・雑誌、パンフレット、段ボール、包装紙、カレンダー、紙製の容器など ※資源化の可能なものはリサイクルしてください。	
木製製品	木製の机、木製の椅子、木製のテーブル、木製のベッド、たんす、書棚、木製ロッカーなど	
繊維くず	布団・毛布・座布団・絨毯・衣類・木綿くず・糸くずなどの繊維くず（天然繊維 50%以上に限る）、畳（スタイロ畳は受入不可）など	
厨芥ごみ	魚・獣の骨、内臓のあら、野菜くず、酒粕、麺くず、パンくず、お茶がら、コーヒーがら、従業員の食べ残し（生ごみ）など	
その他	革製品の靴・鞆・衣類、皮製の敷物、剥製など	
資源ごみ	飲料用の缶、びん、ペットボトル（プラスチック製容器包装は受入不可）	【154 円／10kg】

9 その他

○事業所からの廃棄物については、基本的には一般家庭から排出される同等のものに限る。